

姫路市広告入り窓口封筒寄付者募集要項

平成30年6月

姫路市広告入り窓口封筒寄付者募集要項

この要項は、姫路市が証明書等を発行する窓口に設置する広告入り窓口封筒の無償提供者を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1 寄付提供物

広告入り窓口封筒（以下、「窓口封筒」という。）

2 募集の対象

窓口用封筒及び封筒を設置する封筒台を製作し、無償で提供する者（以下、「無償提供者」という。） 1者

3 窓口封筒について

(1) 用途

来庁者が必要に応じて各種証明書の持ち帰り用として自由に利用し、市が利用を促進するものではないが、多くの市民等が手にする。

(2) 規格及び年間使用予定数（下記(3)の設置場所合計）

ア 角6号：240,000枚

イ 角3号：124,000枚

※数については、1年間の使用予定数であり、調整する場合がある。

(3) 設置場所

住民窓口センター及び支所、地域事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンター
計28箇所

（別紙「設置場所一覧表」のとおり）

(4) 設置期間

窓口封筒の設置期間は平成30年12月1日から平成31年11月30日までとする。ただし、平成35年11月30日まで1年ごとに4回更新することが可能である。

(5) 寄付受入期日

平成30年11月30日（金）

4 掲載できる広告について

(1) 広告主及び広告内容については、姫路市広告事業実施要綱及び姫路市広告掲載基準を遵守すること。

(2) 市の記載する部分は、封筒の表面及び裏面の面積の各65%以上とし、記載内容は市が指定する。

(3) 広告を掲載できる部分は、上記(2)を除く封筒の表面及び裏面の面積の各35%以下とする。ただし、掲載位置、サイズ等は別途協議する。

5 無償提供者の責務

(1) 無償提供者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(2) 第三者から、掲載された広告に関連して被害を被った旨の請求がなされた場合

は、無償提供者の責任及び負担において解決すること。

- (3) 窓口封筒に何らかの問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、当該封筒を回収し、代替の封筒を市に提供すること。

6 応募資格

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 本市の市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

7 応募方法等

(1) 提出書類

- ア 広告入り窓口封筒申込書（様式第1号）
- イ 企画提案書（任意様式） 5部
- ウ 登記事項証明書
- エ 市税滞納有無調査承諾書
- オ 納税証明書（直近事業年度の国税「その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）」）
- カ 会社概要
- キ 契約実績一覧
- ク 封筒見本

※証明書等は、発行より3箇月以内のものとする。

(2) 提出方法

姫路市役所市民局市民生活部住民窓口センターに持参又は郵送（期限必着）

8 募集受付期間

平成30年6月4日（月）から平成30年6月15日（金）午後5時20分まで
（必着）

9 広告主の選定方法等

提案内容、業務実績の評価項目ごとに採点し、一定の得点がある応募者のうち最高得点の1者を選定する。なお、複数の応募者が同等と判断される場合は、抽選により決定する。

10 確認書の締結

無償提供者が決定し、市が窓口用封筒の無償提供を受けるときは、窓口用封筒の作成及び無償提供に関して、市と無償提供者双方で確認書を取り交わすものとする。

11 注意事項

- (1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となる。
- (2) 選定結果は別途通知する。
なお、審査の経緯の公表せず、また審査結果に対しての異議申し立ては、受け付けない。
- (3) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、今回の応募内容の審査の目的以外に使用しない。
なお、提出書類は返却しない。

12 応募・問い合わせ先

姫路市市民局市民生活部住民窓口センター
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
電話 079-221-2351 (直通)